

第10回軽米町議会臨時会

平成28年7月11日（月）

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 山内地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	館坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古館機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
総務課	長	日山充君
産業振興課	長	高田和己君
産業振興課担当主幹		小林浩君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤暢芳君
議会事務局長補佐	小林千鶴子君
議会事務局主査	鶴飼義信君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。
ただいまから、第10回軽米町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は、14人であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
これから、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日付けで町長から、議案1件の提出がありました。
印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。
7月7日午後2時から、議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案1件については、本会議上において審査することで協議が整った旨、議会運営委員長から報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦 求君） これより、本日の議事日程に入ります。 (午前10時01分)
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、6番 館坂久人君、7番 茶屋隆君の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- 議長（松浦 求君） 「異議なし」と認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君）日程第3、議案第1号 山内地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 山内地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、産業振興課長、高田和己君。

[産業振興課長 高田和己君 登壇]

○産業振興課長（高田和己君）議案第1号は、山内地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。山内地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 工事名は、山内地区センター（仮称）建築工事、2 工事場所は、岩手県九戸郡軽米町大字山内第28地割15番地、3 契約金額は、9,936万円、4 請負者住所 岩手県二戸市福岡字中村20番地、名称 株式会社丹野組、代表取締役社長、丹野明法。提案理由は、山内地区センター（仮称）建築工事の請負契約を締結しようとするものでございます。ご議決賜りますようお願いいたします。なお、資料についての説明ですが、A4版1枚ものが入札結果表でございます。次に、A4版の山内地区センター建築工事に係る概要説明書とA3版の図面4枚でございます。この資料は、3月定例議会の特別委員会で資料として提出しご説明したものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君）提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号に対する質疑を行います。

休憩をして行いますか、開会のまま行いますか。

[「休憩をして」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）それでは、これから議案第1号に対する質疑を受けます。休憩をいたします。

午前 10時05分 休憩

午前 10時39分 再開

○議長（松浦 求君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（松浦 求君）次に、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）「討論なし」と認めます。

討論を終わります。

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号、山内地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君）これで、本臨時会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、第10回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前10時39分）